

当町内会の今後の対応について(新型コロナウイルス対策)

「新型コロナウイルス」は感染拡大を続け、いつ通常の生活に戻れるのかが全く分からなくなっています。当町内会も以下のとおり異例運営を続けますが、今後の感染拡大状況を見ながら、方針転換、軌道修正を随時していきますので、みなさまのご理解をいただきたくよろしくお願いいたします。

1. 4月以降の進め方について

3月7日付けの全戸配布にて、当町内会の「今春の活動方針や進め方(異例措置)」についてご案内し、異議を受け付けておりましたが、特に異議・その他の問合せはありませんでしたので承認いただいたもとして活動を進めます。

承認内容は次のとおりです。

- 1) 町内会の担うべき「安全、安心の維持のための最低限の活動」の継続
- 2) 4月11日(土)の役員会、4月25日(土)の定期総会を中止
- 3) 部会等会議の原則禁止
- 4) 2019年度体制の「5月末」までの期限延長
- 5) 定期総会議事の異例方法による審議・承認

1. 総会議案を全戸配布(4月11日～)

・2019年度ブロック代表者/班長にて配布いただきます。

2. 質問・異議収集(～4月22日)

・議案に関する質問や議案への異議(反対意見)を収集します。
(項番3の方法にて投稿・投函・送信をお願いします。)
・質問に対しては適宜回答します。
・「賛成」の方は対応不要です(例年の委任状はありません)。

3. 総会議案決議報告(4月25日)

・次のとおり決議されたときとみなします。
- 「反対」が全会員数の1/3超: その議案は「否決」
(否決議案の修正案・承認方法などは改めて提示します。)
- 2/3以上「賛成」の場合: 会長に一任いただく形で「承認」
・決議結果は、町内会ホームページの「お知らせ」に掲載。
(後日、町内会掲示板、5月度回覧にてお知らせ)

2. 5月9日(土)の役員会/回覧配布について

5月9日(土)に役員会/回覧配布を実施予定です。開催可否等対応は4月25日頃にご連絡します。2020年度のブロック代表者・班長には、4月実施予定だった各説明ができていないため、**回覧配布は2019年度ブロック代表者/班長にてお願いいたします。**

また、**役員会を開催する場合は2019年度ブロック代表者をご出席**いただくようお願いいたします。

なお、例年5月度に実施している町内会費前期分の集金は、今回は行わず延期とします。

3. 本件の問い合わせ先

以下にご投稿・ご投函・ご送信ください(メール優先でお願いします)

(※)当町内会会員であることを確認するため、住所、お名前、電話番号を必ずご記載ください。

(個人情報保護・なりすまし防止の観点等から、十分に配慮して取り扱います)

① Eメール: haruhino.info@gmail.com

② FAX: 044-577-3930

③ 町内会事務所ポスト(はるひ野 4-4-6 トウトウジャルダン はるひ野一番街1階)

以上